介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請について

大崎町役場　保健福祉課
TEL：099-476-1111（内線144）

介護保険による住宅改修の対象になるかどうかを利用者宅で開催される担当者会議等で確認をしますので，必ず役場担当者へご連絡ください。改修工事を行う前には，必要書類を添えて事前に審査を受ける必要があります。

住宅改修費の支給申請には，下記の書類等が必要です。

	必　要　書　類	摘　　要
担会後	1　介護保険居宅介護（支援）住宅改修費 支給申請書	日付の記入不要
	2　請求書	日付・金額の記入不要
	3　通帳の写し	表紙を１枚めくった見開き部分で口座名義人がカタカナで記載がある部分
	4　住宅所有者の承諾書	住宅改修をする住宅が被保険者の所有でない場合必要
担会前	5　介護保険被保険者証の写し 負担割合証の写し	負担割合証コピーも忘れずに
担会後	6　住宅改修が必要な理由書	指定の様式を使用
担会前	7　利用者基本情報，支援経過記録	
担会後	8　居宅サービス計画書 週間サービス計画表 サービス担当者会議の記録	住宅改修に係る記載がなされていること
担会後	9　改修工事内訳書（見積書）	**５万円を超える改修工事は見積を２社以上とること**
担会後	10　改修工事平面図（見取図）	改修箇所がわかるもの
担会後	11　改修前・改修予定の写真	
	12　改修前・改修後の写真	日付入りのもの
	13　モニタリングの支援経過記録	
	14　領収書（改修工事分）の原本と写し	９の内訳書と金額が一致していること 完成検査時，役場から本人へ返却
○ 改修工事着工前に確認する必要書類は，上記の１・５・６・７・８・９・10・11（改修前）です。		
○ 書類確認後は，書類をいったんお返しします。改修工事完了後に全ての書類を提出してください。		

留意事項

※入院（入所）中の住宅改修について

住宅改修費の支給は在宅サービスのため，入院（入所）中は支給申請はできません。
入院（入所）中に改修工事を行うことは可能（事前審査が必要）ですが，支給申請は退院（退所）後となりますので，退院（退所）が延びれば支給はできないことを申請者に十分説明してください。

※住宅改修の確認について

全ての書類が提出されると役場担当者が改修工事の現地確認に出向きます。入院（入所）されている場合，現地確認が完了するまで支払い事務は行えません。